

平成27年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第18日（平成27年 9月18日 金曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」  
から議案第72号「幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさいの  
管理並びに運営に関する事務委託規約の廃止について」までの議案28件  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 主事 | 作田愛佳君 |
| 主事 | 谷岡賢君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                             |         |                            |         |
|---------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                         | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                      | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                      | 山本 豊 君  | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                                 | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                    | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                                 | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                      | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                                     | 上原 由隆 君 | 健 康 推 進 課 長                | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                                 | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                    | 二宮 真弓 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 所 長              | 坂本 和也 君 | ま ち づ くり 対 策 課 長           | 横山 周次 君 |
| 観 光 商 工 課 長 補 佐                             | 山下 育 君  | 農 林 水 産 課 長                | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                                     | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長                | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                                 | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長                | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 委 員 長                                   | 竹田 陽 君  | 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                 | 中津 健一 君 | 生 涯 学 習 課 長                | 中山 優 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 弘田 条 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長   | 沖 比呂志 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 小松 高志 君 |                            |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成27年土佐清水市議会定例会9月会議第18日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第72号「幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさいの管理並びに運営に関する事務委託規約の廃止について」までの議案28件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

(予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(小川豊治君) 皆さん、おはようございます。

それでは、予算決算常任委員会の審査結果の概要と結果報告について行います。

平成27年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

まず、補正予算案について報告をいたします。

1、議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」

(1)歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

(2)歳出中、5款1項3目19節 産業振興促進事業補助金について。

委員から事業内容及び効果について説明を求めました。

執行部によりますと、株式会社土佐清水元気プロジェクトの宗田だし入りドレッシングの生産効率を上げるため、商品ラベル貼付機・印字機やボトルに材料を充てんした後、加熱殺菌する機器類3点の購入について、地方創生先行型交付金1,000万円を財源に行うものである。

ただ、今回、これらを導入しても、需要に対して供給が追いつかない現状があるとのことであり、今後、さらなる方策を考えていくよう、要請いたしました。

また、地方創生先行型交付金については、ハード事業は対象外となっており、起債が充当可能な事業は対象外という制限がある。このため、市が購入することができないことから、株式会社土佐清水元気プロジェクトを事業主体としたとのことであります。

さらに、委員より、ニンジンドレッシング等の製造に当たっては、できる限り市内産材量を使っていたきたいとの意見に対し、当初はセントラルキッチンとして多品目の商品化に取り組んできたが、現在は商品を絞って生産する経営戦略となっている。

特に、ニンジンドレッシングについては、ニンジンとタマネギを材料として多く使用するので、地元の生産農家でどれほど対応できるか、JAとも協議し、連携をとりながら取り組んでいくとのことであり、了承いたしました。

同じく、歳出中、5款3項2目19節 担い手育成団体支援事業費補助金について。

委員より事業内容について説明を求めました。

執行部より、高知県が漁業生産に参入している民間企業等を担い手育成団体として指定し、雇用型漁業担い手育成事業を支援することにより、漁業生産量の維持と漁業就業者の育成を目指すものであり、県が指定する4団体のうち、高知県漁業協同組合(足摺定置)を事業実施主体として、従業員・指導者をそれぞれ雇用、後継者を育成する予定である。今回5カ月分の給料等を計上しているが、2年間の研修期間を設けており、継続雇用につながるよう積極的に取り組んでいきたいとのことであります。

同じく、歳出中、6款1項3目19節 観光インターンシップ推進事業費補助金について。

この事業の概要については、台湾の大学生のうち、日本語をある程度話せ、一定のコミュニケーション能力を有することを条件に募集を行い、大学の夏休み等期間を利用し、2カ月から3カ月程度、インターンとして受け入れるもので、土佐清水市観光協会へ2週間程度、その後は市内宿泊施設において職場体験を実習するとのこと。今回の補正は、台湾大学とのインターンシップ連携協定締結に要する経費として、旅費と観光協会への補助金を計上するものであります。

委員より、事業効果について質問が出されました。これに対し、執行部より大学生であるため、即効性は見込めないが、SNS、これソーシャル・ネットワーキング・サービスということで、いわゆるインターネット等を活用したツイッターとか、あるいはラインとか、フェイスブック、そういった類のこのようでございます。そうしたSNSを利用した情報発信も期待できるほか、将来、観光関連会社へ就職した場合、本市と台湾旅行会社とのつながりも期待できるとのことであり、総合戦略の中のインバウンド事業でも3,000人から将来6,000人への成果目標を立てているということでもあります。

その他、歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第46号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

議案第47号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

議案第48号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第49号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について」

以上、4件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました補正予算案について、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第50号「平成26年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第58号「平成26年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算等について報告いたします。

審査は、平成26年度歳入歳出決算書及び決算審議における事業説明書等を基本資料として、9月14日、15日の2日間、市長、副市長、会計管理者、各関係課長などの出席を求めて、質疑並びに意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計につきましては、一般会計の総額、歳入決算額116億6,169万4,652円、歳

出決算額 113億4,880万1,654円、歳入歳出差引残額 3億1,289万2,998円、翌年度に繰り越すべき財源 4,232万4,000円を控除後の実質収支額は、2億7,056万9,000円の黒字決算となっております。

それでは、審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項について申し上げます。

1、議案第50号「平成26年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳出中、19款3項8目1節 奨学資金貸付金収入について。

委員から、不納欠損に至るまでの返納状況を含めた経過について説明を求めました。

執行部によりますと、土佐清水市債権管理条例第16条第1項第1号の破産法の適用により不納欠損を行ったもので、貸付額 168万円に対し、不納欠損額 161万6,000円、貸付期間は平成12年から平成15年までの間で、貸付後、本人は県外へ転出、連帯保証人は2名とも死亡し、財産もなく、回収できる状況でないとの判断に至り、不納欠損処理をしたとのことであります。

今後、このような案件をできる限り少なくするための対応として、交付時には、申請者に対し返済額や返済方法について十分説明するとともに、申請者にとって、あまり負担のかからない返済方法がとれるような制度改正も検討しながら、複合的に取り組んでいくとのことであり、了承いたしました。

その他、歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、2款1項7目13節中山間地域移動手段確保支援事業について。

委員より、デマンド交通についての利用状況の説明を求めました。

執行部によりますと、平成26年度利用者数は、下ノ加江地区1,677名、三崎及び下川口地区1,722名、若干ではあるが、伸びつつあるとのこと。委員より、高齢者にとって事前に電話で予約することが難しいという声もあるが、利用状況を精査し、対処していくような改善策は考えていないかの質問に対し、高齢者には予約することに慣れていただくよう、パンフレットの作成や広報等でも、制度の周知徹底を図り、さらに運行時刻の見直しや利用者ポイントがたまる特典をつけるなどのサービス向上にも努めていきたいと考えているとのことであります。

さらに、委員より、過疎地有償運送に関して、実績を出すことが現実的に厳しいのではないかと思うが、どのような工夫をしていくかの質問に対し、利用者をふやすため、タクシーチケットの補助など、地域の方の要望や意見を聞きながら、検討していきたいと考えているとのことであり、委員より、具体的な効果が出る方法も考えるよう要請をいたしました。

同じく、歳出中、2款1項7目19節 土佐くろしお鉄道経営助成基金負担金について、委

員より土佐くろしお鉄道の経営状況及び実態について、市民へ定期的な説明が必要ではないかとの意見に対し、執行部よりこれまで広報により説明をしている。今後も市からの負担額と運営状況についての説明を続けていくとのこととあります。運営状況については、平成29年度までの5カ年で、長期安定経営を確保するため、10億円の積み立てをし、年間2億円を市町村と県が負担しているが、現在、大変厳しい状況の中、特急列車の買い替えという大きな課題もあり、将来展望をしっかりとしていかなければならないと考えているとのこととあります。

委員より、市民へくろしお鉄道の存在意義について、十分説明するよう要請をいたしました。同じく、歳出中、5款1項3目19節 あしずり黒潮米ブランド化支援事業補助金について。委員より、実績及び効果について説明を求めました。

執行部によりますと、あしずり黒潮米については、平成24年度、JA水稻部黒潮米部会から始まり、当初、作付面積4haから現在は10haまで増えている。昨年度はパッケージラベルの改良と食味コンテストに参加するため、食味値を計測する機器を購入している。今後も土佐清水市のブランド米として定着していくよう支援をしていきたいと考えているとのこととあります。

委員より、本市のブランドとして全国に定着させるよう、農業関係者、JAのバックアップ等複合的な連携が必要となってくると思うが、どんな戦略を描いているかとの意見が出されました。これに対し執行部より、地方創生事業の総合戦略にも位置づけており、5年先の目標に向かって取り組んでいきたいとのこととあり、了承いたしました。

同じく、歳出中、9款1項2目19節 土佐清水市連携型中高一貫教育推進事業補助金について、平成26年度の事業成果の説明を求めました。

補助金として、初年度60万円の補正計上をしていたが、年度途中ということもあり、事業数は少ないものの、中高の教員が交流事業を行うなど、6年間の中で計画的・継続的な教育を行い、垣根を越えた特色ある事業展開を実施している。清水高等学校の生徒が受験する英語検定試験においては、28名に対し、検定料の2分の1の補助を行った。また、その他の資格についても、取得できる幅を広げ、中高連携を強めた取り組みが必要である。そのためには、学校現場で指導者同士がしっかりとコミュニケーションをとるなど、積極的に情報交換をしていくとのこととありました。

委員より、英語教育を充実させることは、ジョン万の故郷である本市にとって大きなテーマとなっている。今後も引き続き、成果を見いだせる中高一貫教育に取り組むよう要請をいたしました。

その他、歳出について、委員より、決算全体で不用額が多いことについて、会計処理に問題があるのではとの指摘がありました。執行部より、要因としては、以前は3月末で減額補正予

算を、地方自治法第179条に基づき、専決処分し、6月議会でその承認を得ていたが、通年議会となり、これができなくなったことが挙げられる。今後は、3月会議補正の段階における決算見込みをより精査することで、適切な会計処理に努めていきたいとのことであり、了承をいたしました。

次に、特別会計についてご報告いたします。

2、議案第51号「平成26年度土佐清水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第52号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第53号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第54号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第55号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第56号「平成26年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第57号「平成26年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議案第58号「平成26年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

以上、8件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、当委員会といたしましては、議案第50号「平成26年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第58号「平成26年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算等につきましては、採決の結果、それぞれ全会一致により認定、原案のとおり可決することに決しました。

なお、決算審査を通じまして、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員からの指摘のあった事項については、今後、予算編成・予算執行においても、十分留意されるよう要請をいたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 続きまして、総務文教常任委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長 仲田 強君。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） おはようございます。

平成27年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第60号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、主な改正点について説明を求めました。

今回の土佐清水市個人情報保護条例の改正については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「マイナンバー法」の施行により、全ての国民一人ひとりに付番される12桁の個人番号を活用して、社会保障、税、災害対策等の分野における利便性向上と行政運営の効率化を図る仕組みが創設されました。法律第29条及び第30条に規定された読み替え部分に相当な措置を講ずることが第31条で義務づけられたことにより、平成27年10月5日から施行される特定個人情報に係る規定について定め、それに伴う用語等の改正を行うための条例改正であるとのことであります。

具体的には、番号法による取り扱いを明確にするため、「特定個人情報」の定義を加え、用語の説明との整合性をとるため、それぞれの用語の説明の書き出しを改正したものです。また、条例第8条の2「特定個人情報の収集の制限」について、特定個人情報を収集し保管してはならない条項を規定、条例第9条関係「目的外利用の制限」について、本来、特定個人情報の目的外利用はできないものとなっているが、例外として「人の生命、健康、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または同意を得ることが困難である場合」は、制限がかからないとしている。

委員より、番号制となると、財産・健康・身体等のセキュリティ面を強化し、二重三重のチェックをしていく必要があると思われるが、どのように考えているかの質問に対し、執行部より個人番号利用事務で用いる特定個人情報ファイルは、電子媒体を介してインターネットに接続されたパソコン等では、取り扱わないことが新たに示されており、マイナンバー制度となってもセキュリティ対策はこれまで同様行っていくことになる。

今後は、システムを利用する人を制限し、利用する場合はID・パスワード等により個人が特定され、さらにログインすると同時に記録される設定となり、今後もこれまで以上にセキュリティ対策を強化するとのことであり、了承いたしました。

2、議案第64号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第65号「四万十市及び宿毛市と土佐清水市との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

議案第66号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）」

議案第67号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）」

議案第68号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分について（追認）」

議案第69号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について」

議案第70号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分について」

議案第71号「幡多広域市町村圏事務組合立しおさいの管理及び運営に関する事務委託の廃止に関する協議について」

議案第72号「幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさいの管理並びに運営に関する事務委託規約の廃止について」

以上9件の案件につきましては、委員より執行部に対して、それぞれ補足説明を求め、委員全員で条例の内容を確認いたしました。

委員からは特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、全会一致によりそれぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 続きまして、産業厚生常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君。

（産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（岡崎宣男君） おはようございます。

それでは、産業厚生常任委員会の審査経過の概要と結果報告についてご報告をいたします。

平成27年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第61号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

まず、今回の改正内容について執行部に説明を求めました。

執行部の説明によりますと、本年10月5日よりマイナンバー制度が開始されることに伴い、住民票を有する市民の方々に「個人番号通知カード」を郵送する。その後、希望者には公的な身分証明にも使用できる「個人番号カード」を本人の申請に基づき交付する。いずれのカードも初回の交付の際は無料となるが、紛失等により再交付する場合、「個人番号通知カード」は

500円、「個人番号カード」は800円を手数料として徴収することについて、新たに規定するものであるとのことであります。

委員より、この金額等については、国からの通達によるものかとの意見が出され、これに対し、執行部より総務省からの事務連絡に基づき、それぞれのカードの原価も考慮した上で、金額を設定している。これは他の自治体も同様であるとのことであり、了承をいたしました。

2、議案第62号「土佐清水市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

今回の改正内容について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、清水第三土地区画整理組合区域内の町界と字名の変更について、年度内に同審議会を開催する必要がある。これまで、委員として市議会議員や市職員が含まれていたが、これを除外することなどにより、委員数を15名以内から10名以内に改正するものであるとのことであります。

委員より、改正後の組織編成については、どのように行う予定かとの意見が出され、これに対し、執行部より警察や郵便局といった関係機関の代表者や区域に接している地区の区長のほか、学識経験者などによるメンバー構成を考えているとのことであり、了承いたしました。

3、議案第59号「土佐清水市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第63号「土佐清水市社会福祉施設職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

以上2件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第61号については、賛成多数により、残る3件の議案については、全会一致によりそれぞれ原案のとおり可決いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第45号「平成27年度土佐清水市一般会計補正予算(第2号)について」

議案第46号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」

議案第47号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」

議案第48号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)について」

議案第49号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)について」

以上、5件を一括採決をいたします。

以上5件の議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、以上5件の議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号「平成26年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

議案第51号「平成26年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第52号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第53号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第54号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第55号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第56号「平成26年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第57号「平成26年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上8件を一括採決をいたします。

以上8件の議案に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、以上8件の議案は認定されました。

次に、議案第58号「平成26年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決をいたします。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第58号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「土佐清水市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

議案第59号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第59号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第60号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「土佐清水市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第61号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「土佐清水市住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第62号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「土佐清水市社会福祉施設職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第63号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決をいたします。

議案第64号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「四万十市及び宿毛市と土佐清水市との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

議案第66号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について(追認)」

議案第67号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について(追認)」

議案第68号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分について(追認)」

議案第69号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について」

議案第70号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更に伴う財産処分について」

議案第71号「幡多広域市町村圏事務組合立しおさいの管理及び運営に関する事務委託の廃止に関する協議について」

議案第72号「幡多広域市町村圏事務組合立特別養護老人ホームしおさいの管理並びに運営に関する事務委託規約の廃止について」

以上8件を一括採決いたします。

以上8件の議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、以上8件の議案は、原案のとおり可決されました。

ただ今、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの諮問2件並びに同意案第2号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」の同意案1件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号から諮問第2号までの諮問2件並びに同意案第2号の同意案1件、計3件を日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第2号までの諮問2件並びに同意案第2号の同意案1件、計3件を日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

諮問第1号から諮問第2号までの諮問2件並びに同意案第2号の同意案1件、計3件を一括議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(職員朗読)

○議長(永野裕夫君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました諮問第1号、第2号及び同意案第2号について、提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第1号及び第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

諮問第1号は、人権擁護委員として基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等にご尽力を賜っております亀井松美氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。亀井氏は平成25年1月から同委員として献身的に活躍され、ご尽力を賜ってまいりました。この間のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任に西村敏行氏を推薦いたしたいと存じます。

西村氏は、大浜地区の役員を歴任し、現在は区長と民生委員・児童委員を務めるなど、地元からの信頼は厚く、人格・識見とも人権擁護委員として適任と考えております。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員としてご尽力を賜っております川口次男氏が本年12月31日をもって任期満了となります。

川口氏は平成25年1月から同委員として献身的に活躍され、ご尽力を賜ってまいりました。この間のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、その後任に矢野川正道氏を推薦いたしたいと存じます。

矢野川氏は、高知県公立学校教員に採用後、本市をはじめ、幡多地域の小学校で教鞭をとられ、三崎小学校校長を最後に退職されました。その温厚な人柄と識見は、人権擁護委員として適任と考えております。

なお、人権擁護委員は、議会のご意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。

次に、同意案第2号は、土佐清水市教育委員会委員の任命についてであります。

平成21年7月から同委員としてご尽力を賜っております福重百合架氏が本年10月8日をもって任期満了となります。

この間における同氏のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げるところであります。つきましては、その後任として山下佳一氏を任命いたしたいと存じます。

山下氏は、家業の製菓業のかたわら、足摺岬小、中学校及び清水高等学校のPTA会長を歴任し、現在は地域安全推進員や少年補導員のほか、消防団清水第一分団長を務めるなど、その経験と識見は教育委員として最適任者であると考え、ご提案する次第であります。

どうかご答申、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

諮問第1号から諮問第2号までの諮問2件並びに同意案第2号の同意案1件、計3件について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第2号までの諮問2件並びに同意案第2号の同意案1件、計3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第2号までの諮問2件並びに同意案第2号の同意案1件、計3件については、委員会付託を省略することに決しました。

諮問第1号から諮問第2号までの諮問2件並びに同意案第2号の同意案1件、計3件の委員

会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、諮問第1号は同意されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、諮問第2号は同意されました。

次に、同意案第2号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」同意の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、同意案第2号は同意されました。

ただ今、市議会議案第8号「伊方原発の再稼働についての公開討論会の開催」を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第8号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第8号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、岡本 詠君。

(2番 岡本 詠君登壇)

○2番(岡本 詠君) 市議会議案第8号「伊方原発の再稼働について公開討論会の開催」を求める意見書の提出について、案文を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

「伊方原発の再稼働について公開討論会の開催」を求める意見書(案)

原発による事故は、一般事故とは異なります。一たび、重大事故が起これば、放射能汚染により自然環境は破壊され、その被害は少なくとも50年から100年以上の長きにわたります。その間、仕事も住まいも学校も、生きる場所をそっくり移転するほかありません。それだけでなく、その被害は県の境目も越えて、広大な範囲に及びます。放射能汚染の深刻さは、ほかの被害とは比べものになりません。

東京電力福島第一原発事故において、今も11万人もの人々が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされています。

2006年にプルサーマルが焦点になったとき、愛媛県は「容認・推進」の研究者3名と「慎重・反対」の研究者3名を論者に「公開討論会」を実施しました。これは、松山と伊方で開催され、約1,800名が参加しました。その際、当時の加戸知事は定例記者会見で、「私自身も大変勉強になりました」、「みんな関心を持ってこの会場へ来られたんだなというのを感じさせていただきました。いずれにしても、県の主催した公開討論会へいらっしゃらなかった方々にも、ケーブルテレビやインターネットを通して、随分参考になったものと思いますし、今回の県主催の討論会を開いたことは正解だった」と語られております。

東京電力福島第一原発事故で、私たちは原発事故の深刻な事態を知りました。原発問題の本質に直面しているのだと思います。原発の再稼働は、国の存続を揺るがす重大な問題です。このようなことから、プルサーマルのとき以上に広く住民の声を反映させ、意見を交わす必要があります。

伊方原発の再稼働は、愛媛県内の問題にとどまらず、高知県をはじめ近隣の県や市町村に暮らす人々の生活環境への影響も大きく、重大な問題と考えます。

以上のことから、「容認・推進」の研究者と、「慎重・反対」の研究者の両専門家の見解を聴く「公開討論会」の開催を強く求めます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第8号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第8号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君登壇）

○1番（田中耕之郎君） 皆さん、こんにちは。田中耕之郎です。

私は、今回の市議会議案第8号「伊方原発の再稼働について公開討論会の開催」を求める意見書について」の賛成の立場で討論を行います。

皆様もご承知のように、日々の暮らしの中で欠かせない電力を、日本の限られた資源で賄うということは現実的に難しいと考えています。また、経済的観点からも化石燃料で電力を維持していくと、輸入に頼る必要性があり、結果、諸外国に依存し、外貨が流出することになります。

そして、化石燃料で電力を維持していくと、資源の枯渇する問題や地球規模で温暖化が急速に進む恐れがあります。

近年では、日本各地で温暖化の影響による災害が急増しています。

私たちは、電力を使う上で、この事柄について向き合っていかなければなりません。だからこそ、より一層地球に優しい代替エネルギーの普及が急務となっています。しかし、現時点ではソーラーをはじめとするクリーンエネルギーでは賄うことができません。原発が事故もなく稼働することができれば、温暖化対策や電力供給問題も一定の改善が図れると考えています。ですので、厳しい審査基準をクリアした原発の再稼働は、やむを得ないと考えています。

しかし、再稼働を行う上で、電力会社、政府は一定の説明責任があり、また国民は知る権利があります。エネルギー政策を進めていく上で、政府もその重要性をより国民に理解していただく必要があります。

よって、私は伊方原発の再稼働について公開討論会を開き、多くの方々の理解を得る必要があると考え、再稼働の容認・推進の立場から、公開討論会を行う必要性があると思っております。

以上になります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第8号「伊方原発の再稼働について公開討論会の開催」を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第8号について、原案の賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第9号「足摺岬の失われたヤブ椿樹林の復元を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第9号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第9号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君登壇）

○1番（田中耕之郎君） 市議会議案第9号「足摺岬の失われたヤブ椿樹林の復元を求める意見書の提出について」につきまして、案文を朗読し、提案理由とさせていただきます。

足摺岬の失われたヤブ椿樹林の復元を求める意見書（案）

足摺岬の国立公園内の自然環境保全の理念に基づいて、早急な善処をお願いするものであり

ます。

近年、自然志向の観点から、自然の保護育成という意識が高まり、自然に親しむことはもちろんのこと、その恵沢に感謝しながら、潤いやゆとりといった心の豊かさを共有し、涵養することが強く求められてきています。

足摺岬は、これまでも行政側のご尽力により国立公園というその名にふさわしく、将来ともに国民に自然環境を継承することができるよう、最善の努力をいただいていたところであります。

特に、足摺岬の先端部の海岸段丘のヤブ椿の群落は国立公園の特別保護地区に指定され、自然樹林に約10万本のヤブ椿が自生保護されています。まさに土佐清水市ひいては高知県の財産、誇りであり、大きな観光資源となっています。

しかし、近年特に目立つのは、灯台近辺の環境変化であります。国が進めてきました足摺岬無線方位信号所や庁舎並びに付属設備、官用車両専用通路等の用務は既に終了し、現在、跡地全体は雑草とメダケが繁茂し、荒廃放置されたままとなっており、国立公園内の景観や自然環境が危うくなっていると言っても過言ではありません。

国におかれましては、本来の業務が終われば、原状復帰させることが原則ではないかと考えます。また、国立公園の自然保護の適正管理という観点からも、当然の責務ではないでしょうか。このまま放置状態が続きますと、さらなるメダケの侵入はもちろんのこと、多様な草木類が侵入し、帰化植物等が定着する危険があり、足摺岬の自然保全や景観上からも、極めて深刻な問題となります。

国が所有しております灯台付近の土地約5,300㎡の中で、既に基本的用務の終わった跡地は、早期に元のヤブ椿樹林への植生復元に向け取り組んでいただきたいと思えます。

国の業務推進のために伐採したヤブ椿樹林の復元は容易ではなく、行政が本気で取り組む以外、自然再生は不可能と考えます。

国立公園の中心地、足摺岬の自然と景観にとりましては、このヤブ椿樹林の復元は地域住民の悲願でありますので、国におかれましては、以下の事項を速やかに実施していただくよう要請いたします。

- 1、既に基本的用務が終了した跡地は、早期に元のヤブ椿樹林へ復元すること。
- 2、足摺岬の国立公園内の環境保全を適切に行うとともに、より一層の利用促進を図ること。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第9号について質疑の方はございませんか。

12番、武藤 清君。

(12番 武藤 清君自席)

○12番(武藤 清君) この市議会議案第9号につきましては、私も賛成者ですので、案文とか、全体について何の異論もないわけですが、1点だけ、最後のページに提出先がありまして、これに内閣総理大臣と国土交通大臣の2名が連記されておりますが、その案文から見ますと、冒頭の自然環境保全をうたってますし、それから記の2の中で、足摺国立公園内の環境保全をうたっておりますから、環境大臣に出すべきではないかと思えます。その点、ご検討をお願いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) ただ今、12番議員のほうから提案先についてのもう1つ、環境省をつけ加えたらどうかということが今、提案をされましたが、田中君、どうでしょうか。

(1番 田中耕之郎君登壇)

○1番(田中耕之郎君) ご指摘のとおりだと思います。

この件につきましては、足摺岬の自然を守る会の会長からも、いろいろと綿密な打ち合わせもさせていただきました。

その中で、現在も環境省に先端部分の環境保全に対して適切に対応していただいている中で、どうしてもまず国交省が、現在、管理している部分を先にそちらの土地の処理を済ませていただきたいという部分と、この件が済みましたら、環境省のほうでは引き続き、地元住民の方々のご意見が反映できるように努力させていただくということで、今回、これが要望書として出てきた自然を守る会の方とも、その点について綿密に打ち合わせができておりましたので、今回、省かせていただきました。

○議長(永野裕夫君) 12番、どうでしょうか、今の。

(12番 武藤 清君自席)

○12番(武藤 清君) 国のほうへ出すという文書であるとするれば、環境大臣も含めるべきではないかという提案ですので、よければオーケーでお願いしたいし、必要ないということであれば、原案どおりやっていただければと思います。

○議長(永野裕夫君) 今、1番議員の提出議員から以上のような説明がございました。

今の説明では、まずはとりあえず内閣総理大臣と国土交通省あてにこの意見書を出したいということでございます。その旨、皆様、ご理解はよろしいでしょうか。

なければ、この意見書につきましては、内閣総理大臣あて、国土交通省大臣あてということで取り決めさせていただきます。

そのほか、質疑の方はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） それでは、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第9号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第9号「足摺岬の失われたヤブ椿樹林の復元を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第9号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣いたしたいと思いをします。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長（泥谷光信君） どうも大変ご苦労様でした。9月会議終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月会議に提案を申しあげました各案件につきましては、追加提案をさせていただいた人事案件も含め、適切なるご決定をいただき、まことにありがとうございました。

さて、ご承知のとおり、きのう17日、南米チリ沖で日本時間午前7時54分ごろ、マグニチュード8.3の地震が発生、この地震によって太平洋の広域で津波が発生する可能性があることから、きのう午後5時に災害対策部長会を開催、同6時には漁協を通じて漁業関係者に注意喚起を促すとともに、防災無線で市民の皆様には注意を呼びかけたところです。

あわせて、危機管理課においては、情報収集に努め、本日午前3時の気象庁からの津波注意報の発令とともに、配備を警戒態勢として対応、土佐清水市への津波到達予想時刻は午前7時、満潮時間が8時37分、津波の高さについては1mと予想されたことから、再度、災害対策部長会を早朝6時に開催、同6時15分には防災無線での周知やエリアメールの配信、広報車での伝達活動、さらには消防職員による潮位観測など、状況に応じた対応を行ってまいりました。

幸いなことに、本市におきましては、海面変動が10センチ程度におさまり、胸をなでおろしたところですが、今後においても迅速な対応を心がけてまいります。

次に、9月会議審議期間中の9月11日から13日の期間、第4回ジョン万次郎サミットIN沖縄、第10回沖縄ジョン万次郎会講演会が姉妹都市である沖縄豊見城市で開催され、永野議長、弘田教育長とともに参加いたしました。

このジョン万次郎サミットにつきましては、これまで高知市、土佐清水市で開催されておりますが、豊見城市では初めての開催となりました。今回のジョン万次郎サミットを主催した沖縄ジョン万次郎会は、日本開国へ多大な影響を与えたジョン万次郎の勇敢な精神を後世に語り継ぎ、青少年健全育成へ役立てることを目的に、平成3年2月に結成され、平成22年9月には、ジョン万次郎記念碑をゆかりの地、豊見城市翁長に建立するなど、活発な活動を展開されています。

サミットには、ジョン万次郎直系5代目中浜京さんも参加され、高知県からは土佐ジョン万次郎会、ウエルカムジョン万の会、東京からは中浜万次郎の会、国際草の根交流センター、ジョン万ホワイトフィールドの会、地元豊見城市の沖縄ジョン万次郎会、お隣の糸満市からジョン万次郎上陸地記念碑建立期成会など、各団体をはじめ、大阪、秋田、島根、遠くはニューヨークからもジョン万ファンが集い、全国各地におけるそれぞれの活動が報告されましたが、ジョン万次郎の功績をもっと多くの人に知っていただき、次世代を担う若者たちが夢を持ち、夢を諦めず、夢をかなえる、そのことを支援して、これからも活動することを確認したところです。

なお、来年のジョン万サミットは、土佐清水市で行われるジョン万祭りと合わせ、開催されることも決定いたしました。

今回のサミットでは、宜保市長をはじめ、姉妹都市である豊見城市の皆さんには大変お世話になりました。今からさかのぼること164年、ジョン万次郎が沖縄に上陸した際、軟禁状態の中ながら、高安家や地元の人々から温かいおもてなしを受けて、体と心を休め、続く薩摩と長崎での取り調べを乗り越えられたと伝え聞いておりますが、そこには沖縄の人々が持つちむぐくる、思いやりや優しさがあったと思います。

万次郎は、沖縄の人々と積極的に交流し、うちなーぐち、沖縄の言葉も覚え、6カ月後に万次郎が翁長村を離れるとき、村人は涙を垂れ、ともに別れを惜しみけると漂異紀略に記されていますが、いかに万次郎が地元の皆さんに愛されていたかを再確認したサミットでもありました。

姉妹都市沖縄県豊見城市の皆様には、この場をおかりいたしまして、心からの感謝を申し上げます、ジョン万サミットの報告といたします。

最後になりますが、明日からシルバーウィークが始まり、市内各地での敬老会やこの20日曜日には、豪華客船につぼん丸があしずり港に寄港し、海の駅ではジョン万秋の元気祭りのイベントなども開催されます。また、10月3日に開催されるアメリカのジョン万祭りに副市長が参加する運びとなっておりますが、議員各位におかれましては、残暑厳しい中、ぜひとも健康に留意され、ますますご健勝で市勢発展のためにご指導、ご尽力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます、9月会議終了の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、平成27年土佐清水市議会定例会9月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時44分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員